

# 令和元年度山鹿市医師修学資金貸与者二次募集要項

## 《制度の目的》

この制度は、将来、医師として山鹿市民医療センターに勤務し、地域医療に貢献する考えのある医学生の方に、修学資金を貸与することにより、医師の確保と市民の医療福祉の向上を図ることを目的としています。

## 1 応募資格

平成31年4月現在、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院を除く。）の医学を履修する課程の大学に在学し、次のいずれにも該当する方

- (1) 臨床研修終了後または専門医認定に係る研修に要した期間終了後、山鹿市民医療センターに医師として勤務する意思を有する方
- (2) 地方公務員法第16条各号に該当しない方

※地方公務員法第16条抜粋

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 修学資金の種類及び貸与額

- (1) 入学料相当額（100万円を限度）
- (2) 授業料相当額（年間150万円を限度）
- (3) 生活費相当額（月額7万5千円）

## 3 貸与期間等

- (1) 入学料相当額については、修学資金の貸与を受ける者として選定した日の属する年に大学医学部に入学した方
- (2) 授業料相当額については、修学資金の貸与を受ける者として選定した日の属する年度の4月から大学医学部を卒業するまでの6年以内（規則6条3項参照）
- (3) 生活費相当額については、修学資金の貸与を受ける者として選定した日の

属する月から大学医学部を卒業するまでの6年以内（規則6条3項参照）

#### 4 募集人数

1人

#### 5 募集期間

令和元年6月10日（月）から令和元年7月12日（金）まで

提出書類は、直接持参（午前8時30分から午後5時まで受付を行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。）又は郵送（簡易書留又は配達記録）での受付となります。

※郵送の場合は、令和元年7月12日（金）の消印のあるものまで受付めます。

#### 6 応募の手続（提出書類）

- (1) 山鹿市医師修学資金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 履歴書
- (4) 住民票謄本の写し
- (5) 大学の医学部において医学を専攻する者又は当該医学部に入学する手続きを終えた者であることを証する書類（在学証明）
- (6) 生計を一にする世帯全員の所得証明
- (7) 大学の成績表（応募する方が大学2年生以降の場合）

※(1)と(2)については、山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則に掲載

#### 7 被貸与者の決定

提出された書類を審査し、面接を行い、選考により貸与者を決定します。決定後は、医師修学資金の貸与契約を締結します。

※面接の日時・場所等については、後日連絡します。

#### 8 貸与の解除等

- (1) 契約の解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除します。

- ① 退学したとき
- ② 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ③ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

- (2) 貸与の休止

- ① 休学し、又は停学の処分を受けたときは、その休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで貸与を休止します。

## 9 返還の免除

貸与を受けた方が、次のいずれかに該当することになった場合は、返還が免除されます。

### (1) 全部免除

- ① 大学を卒業した後2年以内に医師の免許を取得し、臨床研修修了後または専門医認定に係る研修に要した期間終了後、修学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内において、山鹿市民医療センターの職員として医師の業務に従事した期間が当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。（従事期間中に、医療技術の修得及び向上のため留学等の長期研修により、一時、山鹿市民医療センターを離れた後、直ちに復職した場合は勤務年数を通算します。）※長期研修期間は、勤務年数に含みません。
- ② 従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため医師の業務を継続することができなくなったとき

### (2) 一部免除

- ① 従事期間中に業務上の理由以外により死亡し、又は傷病のため業務を継続することができなくなったとき

## 10 返還

大学卒業後2年以内に医師の免許が取得できない場合等の返還免除の事由に該当しない場合は、貸与の額に利息（年5％）を加えた額を返還の事由が生じた月の属する翌月1日から起算して30日以内に、一括して返還していただきます。

※ その他詳細につきましては、「山鹿市医師修学資金貸与条例」及び「山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則」によります。

お問合せ先・書類の提出先

〒861-0531

熊本県山鹿市中578番地山鹿健康福祉センター内

山鹿市役所福祉部健康増進課

TEL : 0968-43-0050

FAX : 0968-43-1164

E-Mail : kenkoh@city.yamaga.kumamoto.jp

〒861-0593

熊本県山鹿市山鹿511番地

山鹿市民医療センター事務部経営管理課

TEL : 0968-44-2185

FAX : 0968-44-2420

E-Mail : hp-kkanri@city.yamaga.kumamoto.jp